

令和6年度

生徒指導上の諸課題の状況について

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果より)

令和7年10月

香川県教育委員会

義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総務学事課

1 令和6年度 香川県の調査結果の概要（国公立）

暴力行為の発生件数	847件（前年度 831件）	*	+16	（1.9%増）
いじめの認知件数	5,103件（前年度 4,661件）	*	+442	（9.5%増）
不登校児童生徒数	2,777人（前年度 2,771人）	*	+6	（0.2%増）
中途退学者数	308人（前年度 300人）	*	+8	（2.7%増）

○ 暴力行為について（調査対象：国公立小・中・高等学校）

「暴力行為」を「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」として調査し、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」に分類して計上している。なお、本調査においては、暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などに関わらず、暴力行為に該当するものを全て対象とすることとしている。

○ いじめについて（調査対象：国公立小・中・高等学校及び特別支援学校）

本調査において、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」としている。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

○ 不登校について（調査対象：国公立小・中・高等学校）

「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の合計の日数により、年度内に30日以上欠席した児童生徒数を、長期欠席者として以下の4つの理由に分けて計上している。

「病 気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため長期欠席した者を計上。

「経済的理由」：家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者を計上。

「不 登 校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が投稿しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）を計上。

「そ の 他」：上記「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。

本冊子においては、「不登校」を取り上げ、報告・分析を行う。

なお、理由別の長期欠席者数については以下のとおり。

<参考> 理由別長期欠席者数（香川県）

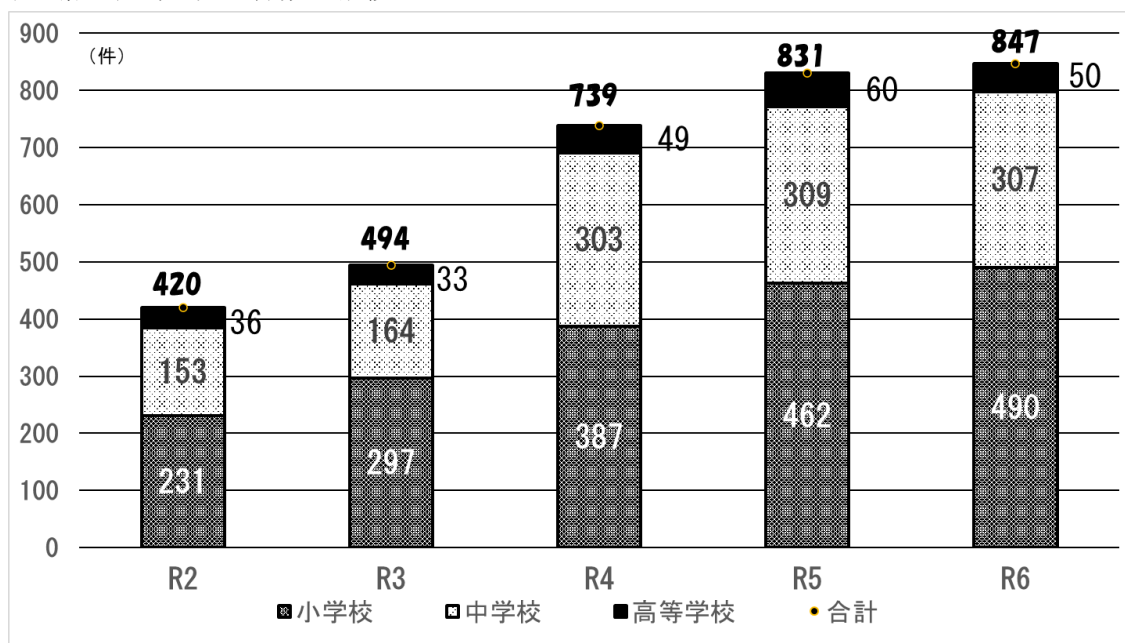
	令和5年度					令和6年度				
	病気	経済的理由	不登校	その他	計	病気	経済的理由	不登校	その他	計
小学校	349	1	767	257	1,374	361	0	858	195	1,414
中学校	234	0	1,438	112	1,784	245	1	1,395	92	1,733
高等学校	185	1	566	22	774	193	0	524	15	732
合計	768	2	2,771	391	3,932	799	1	2,777	302	3,879

○ 高等学校中途退学者について（調査対象：国公立高等学校）

令和6年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及びいわゆる飛び入学により大学へ進学した者は含まない。

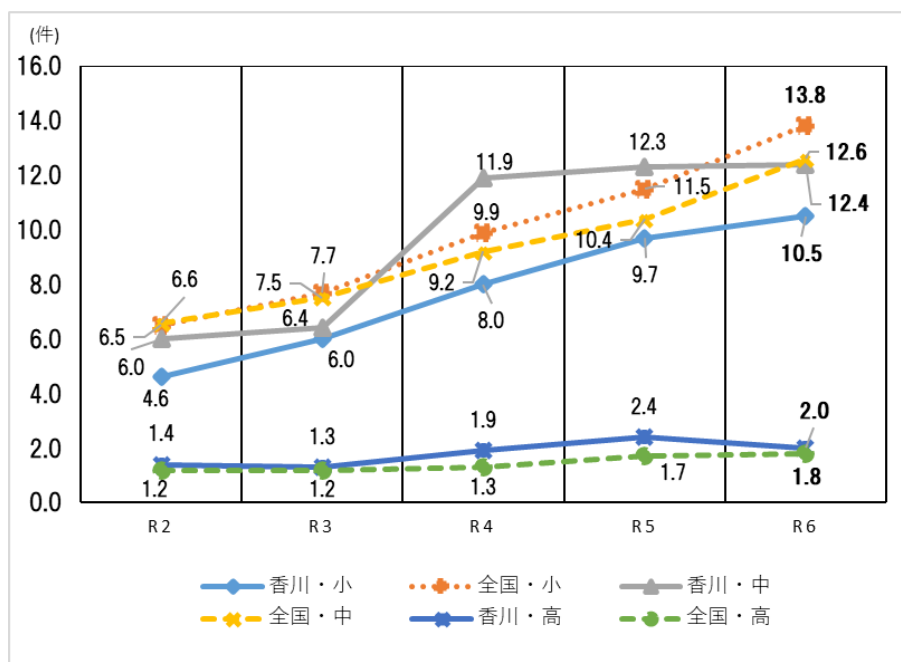
2 暴力行為

(1) 暴力行為の発生件数の推移



香川県の暴力行為の発生件数は847件で、前年度の831件より16件増加しているが、増加は落ち着きつつある。校種別にみると、前年度と比べ、中学校では2件、高等学校では10件減少している。小学校では28件の増加が見られるが、近年見られた増加傾向が抑えられている。

(2) 1,000人当たりの暴力行為の発生件数の推移



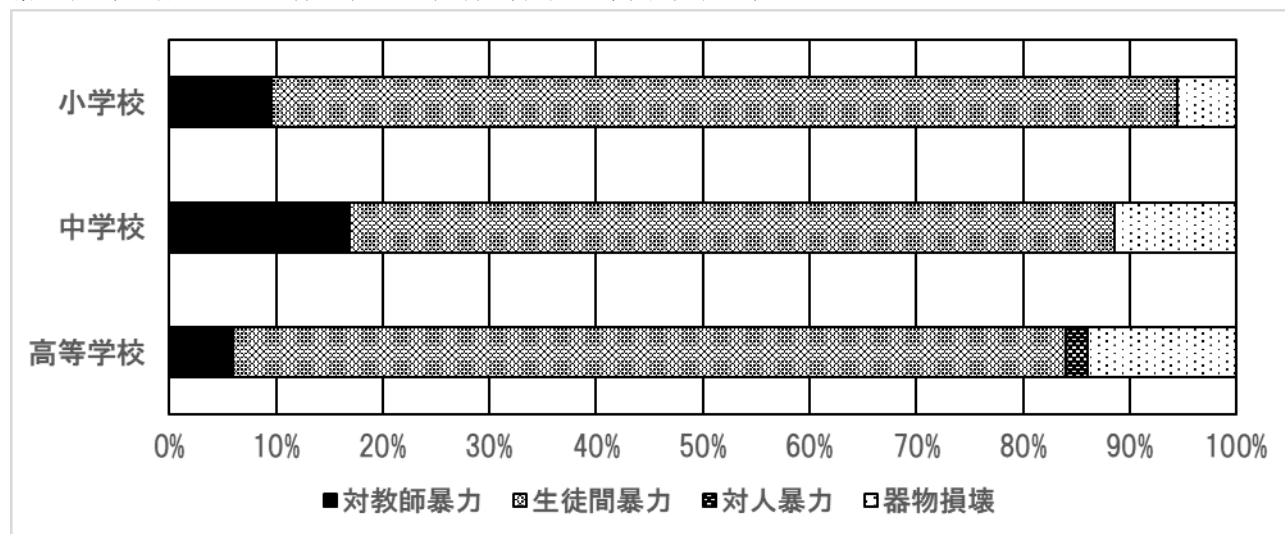
1,000人当たりの発生件数は、小学校が10.5件（全国13.8件）、中学校が12.4件（全国12.6件）、高等学校が2.0件（全国1.8件）となっている。中学校は、令和4年度以降横ばい状態であり、令和6年度には3年ぶりに全国平均より少なくなった。また、小学校は増加が続いているが、全国平均より少ない。

(3) 形態別の状況について

形態別暴力行為の発生件数（令和6年度 校種別）

	小学校(件)	中学校(件)	高等学校(件)
対教師暴力	47	52	3
生徒間暴力	416	220	39
対人暴力	0	0	1
器物損壊	27	35	7
合計	490	307	50

暴力行為の各形態が全体に占める割合（令和6年度 校種別）



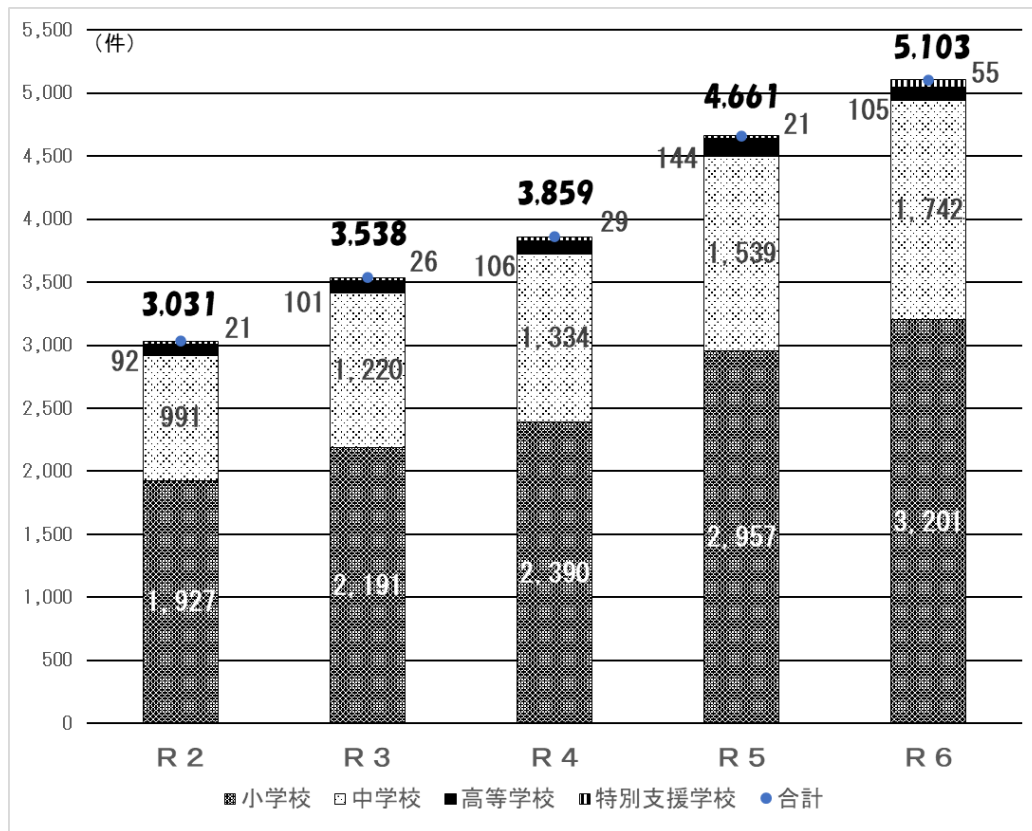
形態別発生状況を見ると、生徒間暴力が、小学校で全490件中416件、中学校で全307件中220件、高等学校で全50件中39件を占めており、全国の状況と同様に、どの校種においても最も多くなっている。

暴力行為は、暴力行為の対象により、4つの形態に分類される。

- 対教師暴力（対象：教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）
例）指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
教師の胸倉をつかんだ。 等
- 生徒間暴力（対象：何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）
例）同じ学校の生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った。
遊びやふざけを装って特定の生徒の首を絞めた。 等
- 対人暴力（対象：「対教師暴力」と「生徒間暴力」の対象者を除く）
例）学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
登下校中に、通行人にけがを負わせた。 等
- 器物損壊（対象：学校の施設・設備 等）
例）教室の窓ガラスを故意に割った。
学校で飼育している動物を故意に傷つけた。 等

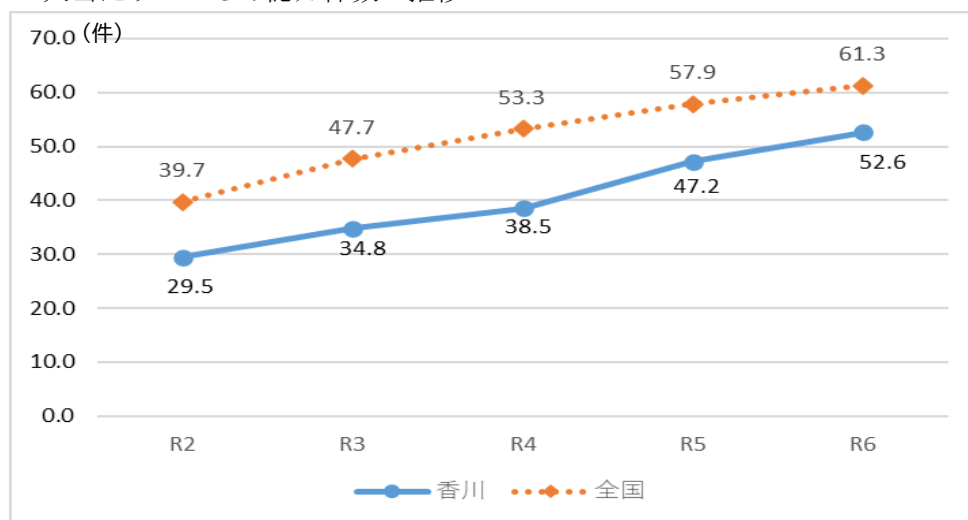
3 いじめ

(1) いじめ認知件数の推移



香川県のいじめの認知件数の合計は増加傾向であり、5,103件と過去最多となった。

(2) 1,000人当たりのいじめ認知件数の推移



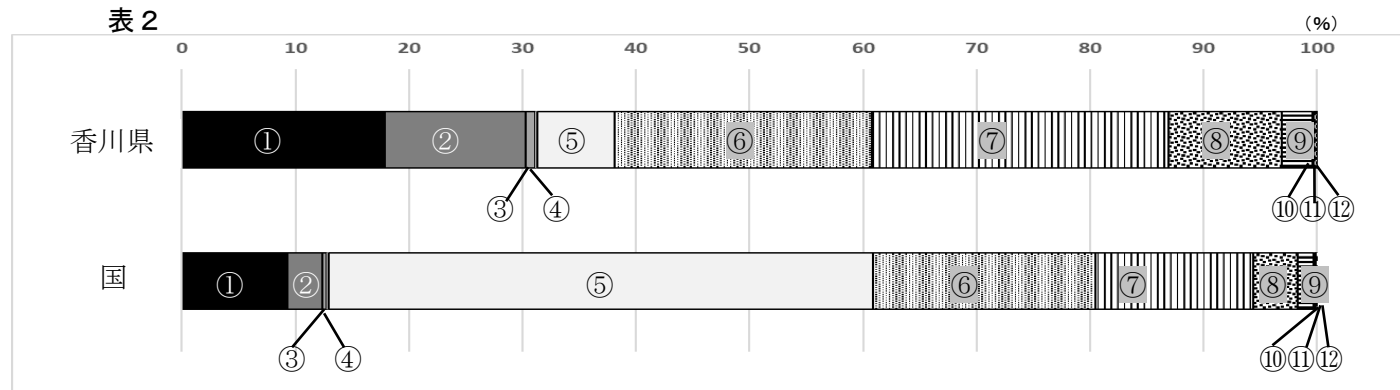
1,000人当たりの認知件数は全国平均と同様に増加傾向であり、52.6件（全国61.3件）と過去最多となった。

(3) いじめの発見のきっかけ

表 1

		香川県	国
学校の教職員等が発見 (%)	①学級担任が発見	17.9	9.3
	②学級担任以外の教職員が発見（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）	12.4	3.1
	③養護教諭が発見	0.8	0.3
	④スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0.2	0.2
	⑤アンケート調査など学校の取組により発見	6.8	48.0
	計	38.0	60.9
学校の教職員以外からの 情報により発見 (%)	⑥本人からの訴え	22.7	19.6
	⑦当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	26.1	13.9
	⑧児童生徒（本人を除く）からの情報	10.0	3.9
	⑨保護者（本人の保護者を除く）からの情報	2.7	1.4
	⑩地域の住民からの情報	0.1	0.1
	⑪学校以外の関係機関（相談機関含む）からの情報	0.4	0.2
	⑫その他（匿名による投書など）	0.0	0.1
	計	62.0	39.1

表 2



全国と比べて「学校の教職員等が発見（①～⑤）」の割合が低く、「学校の教職員以外からの情報により発見（⑥～⑫）」の割合が高くなっているが、児童生徒の様子をよく見て発見する「①学級担任が発見」「②教職員が発見」「③養護教諭が発見」の合計は全国平均より 18.4pt 高い。また、「⑥本人からの訴え」（22.7%）、「⑦保護者からの訴え」（26.1%）も全国と比べて高い。

(4) 「重大事態」の発生状況

	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	6 件	6 件	7 件	13 件	11 件
1 号	1 件	4 件	5 件	2 件	4 件
2 号	5 件	6 件	5 件	11 件	7 件
1・2 号				0 件	0 件

※ R2～4 について、1 件の「重大事態」が、第 1 号及び第 2 号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 「1 号」…いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

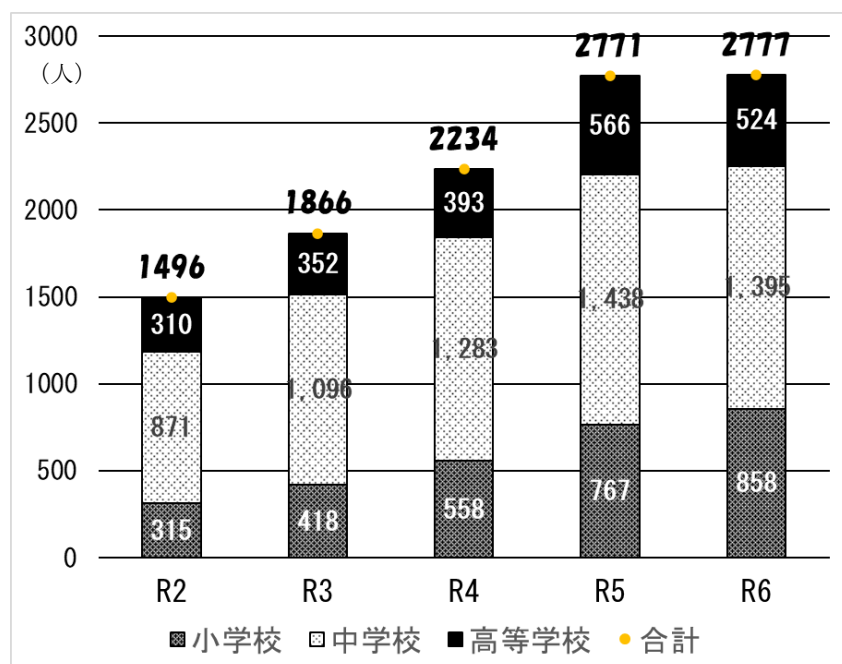
「2 号」…いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

令和 5 年度は、令和 4 年度よりいじめの認知件数の増加に伴い、「重大事態」の発生件数も増加した。

令和 6 年度は、令和 5 年度よりいじめの認知件数が増加したが、「重大事態」の発生件数は減少した。

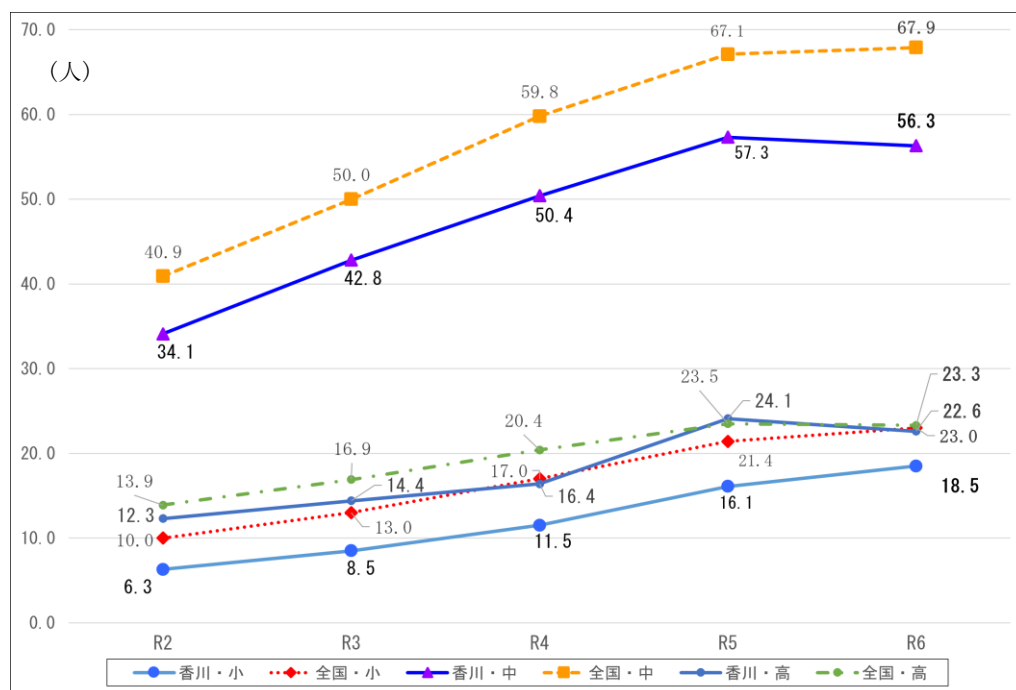
4 不登校

(1) 不登校児童生徒数の推移



香川県の年間 30 日以上欠席した長期欠席者のうち不登校児童生徒数は 2,777 人で、前年度より 6 人増加し、過去最多となった。校種別にみると、小学校では 91 人増加で過去最多となったが、中学校で 43 人、高等学校で 42 人減少となった。

(2) 1,000 人当たりの不登校児童生徒数の推移



1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、小学校が 18.5 人（全国 23.0 人）、中学校が 56.3 人（全国 67.9 人）、高等学校が 22.6 人（全国 23.3 人）となっている。

香川県の小・中・高等学校の 1,000 人当たりの不登校の児童生徒数においても、小学校では増加し、昨年度よりも 1000 人当たり 2.4 人増加した。一方、中・高等学校では昨年度より減少した。どの校種においても、全国平均より低い。

(3) 不登校児童生徒の欠席期間別人数

R6年度

香川県	不登校 (人)	欠席期間別人数			
		うち50日以上 欠席(人)	うち90日以上 欠席(人)	うち出席日数 10日以下 (人)	うち出席日数 0日(人)
小学校	858	620 〔 72.3% 〕	395 〔 46.0% 〕	79 〔 9.2% 〕	25 〔 2.9% 〕
中学校	1,395	1,125 〔 80.6% 〕	822 〔 58.9% 〕	203 〔 14.6% 〕	59 〔 4.2% 〕
高等学校	524	223 〔 42.6% 〕	56 〔 10.7% 〕	14 〔 2.7% 〕	3 〔 0.6% 〕

全国	不登校 (人)	欠席期間別人数			
		うち50日以上 欠席(人)	うち90日以上 欠席(人)	うち出席日数 10日以下 (人)	うち出席日数 0日(人)
小学校	137,704	97,148 〔 70.5% 〕	60,737 〔 44.1% 〕	10,773 〔 7.8% 〕	3,570 〔 2.6% 〕
中学校	216,266	175,991 〔 81.4% 〕	131,221 〔 60.7% 〕	26,815 〔 12.4% 〕	7,286 〔 3.4% 〕
高等学校	67,782	28,387 〔 41.9% 〕	10,088 〔 14.9% 〕	1,776 〔 2.6% 〕	466 〔 0.7% 〕

不登校児童生徒を欠席期間別人数で見ると、小学校においては、不登校児童のうち50日以上欠席者620名(昨年比28名増)、90日以上欠席者395名(昨年比34名増)、出席日数10日以下79名(昨年比19名増)、出席日数0日25名(昨年比9名増)となり、全国より高い割合となっている。

中学校では、不登校生徒のうち50日以上欠席者1,125名(昨年比56名減)、90日以上欠席者822名(昨年比36名減)、出席日数10日以下203名(昨年比2名減)、出席日数0日59名(昨年と同数)となり、出席日数10日以下、出席日数0日において、全国より高い割合となった。

高等学校では、不登校生徒のうち50日以上欠席者223名(昨年比10名増)、90日以上欠席者56名(昨年比1名増)、出席日数10日以下14名(昨年比1名増)、出席日数0日3名(昨年比3名増)となり、全国とほぼ同じ割合となっている。

(参考資料 令和5年度 不登校児童生徒の欠席期間別人数)

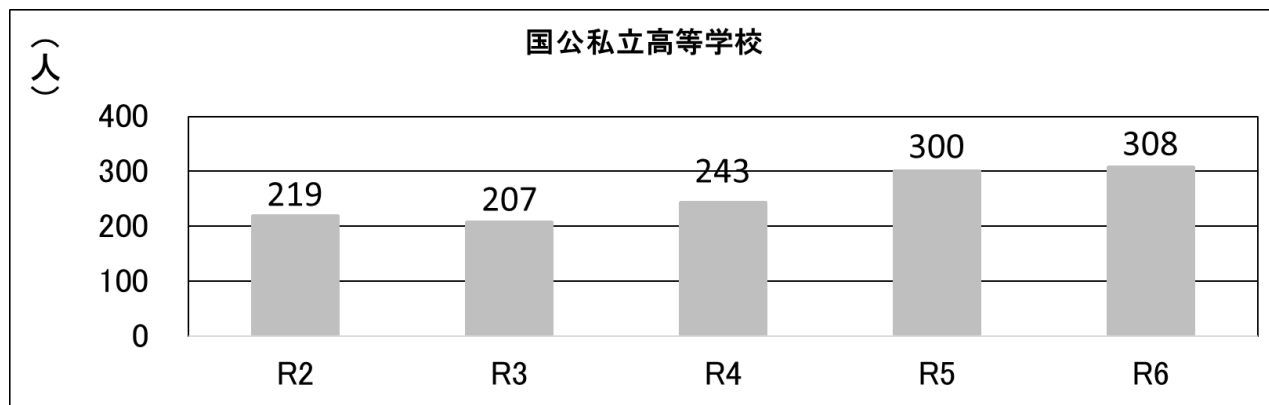
R5年度

香川県	不登校 (人)	欠席期間別人数			
		うち50日以上 欠席(人)	うち90日以上 欠席(人)	うち出席日数 10日以下 (人)	うち出席日数 0日(人)
小学校	767	592 〔 77.2% 〕	361 〔 47.1% 〕	60 〔 7.8% 〕	16 〔 2.1% 〕
中学校	1,438	1,181 〔 82.1% 〕	858 〔 59.7% 〕	205 〔 14.3% 〕	59 〔 4.1% 〕
高等学校	566	213 〔 37.6% 〕	55 〔 9.7% 〕	13 〔 2.3% 〕	0 〔 0.0% 〕

全国	不登校 (人)	欠席期間別人数			
		うち50日以上 欠席(人)	うち90日以上 欠席(人)	うち出席日数 10日以下 (人)	うち出席日数 0日(人)
小学校	130,370	91,730 〔 70.4% 〕	57,611 〔 44.2% 〕	9,957 〔 7.6% 〕	3,351 〔 2.6% 〕
中学校	216,112	177,326 〔 82.1% 〕	132,781 〔 61.4% 〕	26,311 〔 12.2% 〕	7,380 〔 3.4% 〕
高等学校	68,770	29,410 〔 42.8% 〕	10,804 〔 15.7% 〕	1,965 〔 2.9% 〕	558 〔 0.8% 〕

5 高等学校中途退学

(1) 高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



香川県高等学校における中途退学者数は、308 人であり、中途退学率（中途退学者の在籍者数に占める割合）は、1.2%（全国 1.4%）である。

本県高等学校中途退学者数は、平成 27 年度以降 200 人台で推移していたが、令和 3 年度を最小に、増加に転じ、令和 6 年度は 308 人となった。全国では、令和 2 年度を境に増加となっており、本県もほぼ全国と同様の傾向で推移しているといえる。

(2) 中途退学理由

理由 \ 年度	令和 5 年度（人）	令和 6 年度（人）	増減（人）
学 業 不 振	4	2	－ 2
学校生活・学業不適応	8 2	7 0	－ 1 2
進 路 変 更	1 6 6	1 8 5	＋ 1 9
病 気 ・ け が ・ 死 亡	1 5	8	－ 7
経 済 的 理 由	1	2	＋ 1
家 庭 の 事 情	7	1 3	＋ 6
問 題 行 動 等	1 0	1 3	＋ 3
そ の 他 の 理 由	1 5	1 5	± 0
計	3 0 0	3 0 8	＋ 8

中途退学の主な理由は、全国と同様の進路変更によるものが最も多い。生徒の自己実現のための積極的な進路変更も認められる反面、学校生活への不適応が要因となっていることも考えられる。

6 傾向の分析と対応

(1) 暴力行為

ア 傾向の分析

令和6年度の、暴力行為の発生件数は847件と、コロナ禍以降最多となった。しかし、その増加は徐々に落ち着きつつあり、中・高等学校では今年度は減少に転じている。また、児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数を見ると、高等学校は減少して全国平均に近づき、小・中学校は全国平均よりも少ない。これらは、教職員による児童生徒への共感的で粘り強い関わりや、学校内外の専門家等と連携しての対応、各校が実践している温かい人間関係を築く取組み等の成果であると推察する。また「スクールサポートチーム派遣事業」を活用した、課題を抱えた児童生徒に対する未然防止、早期発見、早期対応の取組みも、要因の一つと考えられる。

一方で、県独自の調査をもとにそれぞれの事案の具体を見てみると、感情のコントロールが効かず、ささいなことで暴力に至ってしまうケースが多いことが分かった。また、暴力行為を繰り返す児童生徒が増加しており、このことが発生件数の増加に影響していることが考えられる。

イ 今後の取組み

暴力行為の防止のためには、児童生徒一人一人の思いや困り感を共感的に理解し、組織的対応等について共通理解を図るとともに、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性が高まるよう教育活動の充実に努めることが重要である。

県教育委員会は「明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業」において研究校を指定しており、そこで行っている、学級や学年、学校の枠を超えた児童生徒の充実した交流活動の様子や、児童生徒の自発的、自治的活動の推進等に係る取組みの成果を広く共有することで、児童生徒の人間関係づくりや社会性の育成につながる生徒指導の充実に図っていく。

さらに、まもなく刑事責任年齢を迎える中学1年生を対象に「13歳の自律教室」を実施し、生徒が社会のきまりを守り、社会的に自立できるよう、規範意識や道徳性の育成に引き続き取り組んでいく。

また、感情のコントロールに課題があったり、暴力行為を繰り返したりする児童生徒の状況を把握し、「スクールサポートチーム」を状況に応じて派遣することで、校内における問題行動抑止の支援を行う。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の専門機関等との連携を促進し、専門的見地から児童生徒や教職員等に対して助言・サポートできる体制の充実に一層努めていく。

ウ 暴力行為の防止に関わる主な県の取組み（※ 数字は本資料 p13 に示す事業の番号）

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ④明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業 | |
| ⑤13歳の自律教室 | ⑥非行防止教室 |
| ⑦スクールサポートチーム派遣事業 | ⑧スクールカウンセラー派遣事業 |
| ⑩スクールソーシャルワーカー（市町SSW）配置促進事業 | |
| ⑬スクールロイヤー相談事業 | ⑯学校・警察相互連絡制度 等 |

(2) いじめ

ア 傾向の分析

いじめの認知件数の合計は、令和6年度は令和5年度と比較して442件増加しており、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や『認知なくして対応なし』など、いじめの積極的な認知に対する理解が広がった結果、いじめの芽の段階から教職員が積極的に対応してきたことがうかがえる。また、「いじめゼロ子どもサミット」の実施や「いじめゼロ強調月間」の取組みにより、いじめを見逃さないという気運が醸成されてきたと考えられる。

「いじめ発見のきっかけ」において、「アンケート調査などから発見」の構成比は本県では6.8%（全国48.0%）と極端に低いものの、「学校の教職員による発見」はアンケートを除くと、本県が31.3%、全国が12.9%となっている。本県の教職員は全国平均の約2.4倍いじめを発見しており、被害児童生徒を決して見逃さない雰囲気が醸成されている。また、本人からの訴えは本県が22.7%、全国が19.6%と全国平均より高く、つらい気持ちを相談しやすい雰囲気があることがうかがえる。

一方で、全国学力・学習状況調査の「23 教職員が困っているとき、組織的に対応する体制を構築しているか」という質問に対し、「そう思う」と回答した本県の小・中学校は、全国平均より小学校で4.7pt、中学校で9.3pt 低くなっている。このことから、個々の教員がいじめへの対応などの悩みを一人で抱え込んでしまい、結果として深刻な状況に至るなど、組織的な対応に課題があると考えられる。

イ 今後の取組み

県教育委員会では、学校におけるいじめの未然防止のため、家庭や地域社会と連携しながら、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりをめざして、児童会、生徒会を中心とした児童生徒の自発的な取組みを推進するための、「いじめゼロ子どもサミット」等の事業を継続的に開催する。

併せて、学校の生徒指導に係る体制等の支援を行うため、元警察官等からなるスクールサポートチームやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家、道德教育の充実や規範意識の醸成を図るための講師（いのちのせんせい、非行防止教室等の講師）を派遣する。

学校現場における組織的な対応の促進のために、「チーム学校」連絡協議会を開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等それぞれの立場や役割を生かしながら連携・協働できる体制について協議する機会を設ける。また、警察や法務局等その他の関係者により構成される「香川県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係団体との連携を図る。これらの取組みを通して、教員一人一人が悩みを抱え込まず、学校全体で協力しながら課題に対応できる体制の充実に努める。

ウ いじめに関わる主な県の取組み

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ②「チーム学校」連絡協議会 | ④明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業 |
| ⑨香川県いじめ防止対策総合推進事業 | |
| ⑩スクールソーシャルワーカー（市町SSW）配置促進事業 | |
| ⑫いじめ相談電話24時間体制事業 | |

(3) 不登校

ア 傾向の分析

令和6年度、本県の不登校児童生徒数は、2,777人となり、前年度とほぼ同数となった。校種別にみると、小学校では増加となったが、中学校では令和元年度以来5年ぶり、高等学校では令和2年度以来4年ぶりの減少となった。1,000人あたりの不登校児童生徒数で見ると、どの校種においても全国平均より低い。また、欠席日数が30日～50日の不登校児童生徒が約3割いることも明らかとなった。これは、各学校において、児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや、集団づくりを通して、「心の居場所づくり」や「絆づくり」、「心の小さなSOSのキャッチ」など、全ての児童生徒にとって安心して学べる魅力ある学校づくりを進めることができている成果が表れていると考える。

一方で、不登校が長期化し、出席日数が10日以下の児童生徒が小学校で79名、中学校で203名、高等学校で14名と不登校児童生徒の約1割を占めていることが分かった。

イ 今後の取組み

県教育委員会では、学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指すと共に、「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」の3つの段階における個に応じた適切な支援が行われるよう、学校と関係者が課題を共有した取組みをしていく。

「未然防止」の取組みとして、「明日も行きたくなるプロジェクト事業」等による成果を広く共有し「いじめのない学校づくり」「魅力ある学校づくり」「安全・安心の学校づくり」を引き続き推進していく。

「早期支援」の取組みとして、不登校傾向の児童生徒が多様で適切に自らの学びの選択肢を増やすことができるように、「校内サポートルーム（KSR）研究指定校事業」の成果を共有する。また、全ての小・中学校でスクールカウンセラーを活用できるように配置したり、スクールソーシャルワーカーの市町への配置を促進したりすることを通して、学校の教育相談体制を支援し、不登校などの問題を抱える児童生徒を早期発見・早期対応できる体制を整える。

「長期化への対応」の取組みとして「チーム学校」連絡協議会や香川県不登校児童生徒支援協議会等の関係機関と連携し、対象児童生徒の情報収集や分析の在り方等、関係教職員の専門性を高める研修を行う。これらの取組みを通して、居場所づくりや「学びの機会の確保」に取組み、対象児童生徒が社会的自立を目指せるように支援していく。

これらの取組みを通して、全ての児童生徒を対象とした明日も行きたくなる学校づくりの推進を目指す共に、不登校が長期化している児童生徒一人一人の状況に応じた社会的自立に向けた多面的な支援をしていきたい。

ウ 不登校支援に関わる主な県の取組み

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| ②「チーム学校」連絡協議会 | ④明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業 |
| ⑧スクールカウンセラー配置事業 | |
| ⑨校内サポートルーム（KSR）研究指定校事業 | |
| ⑩スクールソーシャルワーカー（市町SSW）配置促進事業 | |
| ⑮不登校支援ネットワーク事業 | 等 |

(4) 高等学校中途退学者数

ア 傾向の分析

令和6年度、高等学校における、中途退学者数は、前年度比8人(2.7%)増の308人となり、過去最高となった。

本県の高等学校中途退学者数は、平成27年度以降200人台で推移していたが、最少となった令和3年度(207人)を境に増加に転じた。全国では、令和2年度を境に増加となっており、本県もほぼ全国と同様の傾向で推移しているといえる。

中途退学の主な理由は、全国と同様に、進路変更によるものが最も多い。生徒の自己実現のための積極的な進路変更も認められるものの、学校生活への不適応が要因となっていることも考えられる。

イ 今後の取組み

県教育委員会では、各高等学校において、これまでも取り組んでいる、学校現場での声掛け・家庭訪問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携等を継続するとともに、教育相談体制をより一層充実し、高校中退や不登校の兆候のある生徒の早期発見、早期対応を組織的・計画的に図るよう支援体制の強化・充実を推進する。そのために、支援にあたる教職員や専門スタッフを対象とした研修の充実など、きめ細かな体制の充実を図る。

スクールカウンセラー派遣事業においては、臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、学校に派遣し、生徒や保護者、教員の相談に応じる。また、スクールソーシャルワーカー活用事業においては、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有する、社会福祉士等の専門家をスクールソーシャルワーカーとして学校に派遣し、生徒の家庭が抱える問題解決のための支援を行う。

併せて、学校風土や雰囲気把握、見直し等を通して、全ての生徒に対して、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進を図っていきたい。

令和7年度からは、「定時制・通信制 多様性のなかで「個」が輝く学びの支援事業」として、次の事業を新規に実施している。

- ① 多様性について学び自己理解や他者理解を促す活動、生徒の自己肯定感や自己有用感を高めるための活動、自己を生かしながら自分の進むべき進路を見いだすための活動等を各校で計画的に実施する。
- ② 全国高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会の香川県予選を実施する。

ウ 中途退学に関わる主な県の取組み

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・高校生活適応指導事業(家庭訪問指導の実施)・スクールカウンセラー(S C)派遣事業・スクールソーシャルワーカー(S S W)活用事業・定時制・通信制 多様性のなかで「個」が輝く学びの支援事業 |
|---|

令和7年度 生徒指導上の諸課題の未然防止等に向けた事業体系

実態把握 児童生徒理解の深化



「チーム学校」連絡協議会

① 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

児童生徒の問題行動・不登校等について、実態をより正確に把握し、これらの課題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校等の状況等について調査を行う。特に、いじめについては、より積極的な認知を進める。

② 小・中学生指導連絡協議会/中・高生徒指導連絡協議会/「チーム学校」連絡協議会

学校間の連携・接続に関する現状と課題について共通理解を図るとともに、問題行動防止プログラム等に基づいた効果的な連携の在り方を協議する。

自己指導能力の育成



いじめゼロ子どもサミット2025

③ 豊かな心を育てる事業 「いのちのせんせい」派遣事業

助産師、救急救命士等「いのちのせんせい」を希望する学校に派遣し、出前授業を行うことで、生きることの意味や命の大切さの実感を促す。

④ 明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業

暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止に向け、研究指定校にて①いじめゼロ推進プロジェクト②心の小さなSOS早期発見プロジェクト③魅力ある学校づくりプロジェクトの3つのプロジェクトの推進により、「明日も行きたくなる学校」を目指す。

⑤ 13歳の自律教室

まもなく刑事責任年齢を迎える中学1年生を対象に、専門家による法教育を行い、生徒が社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成する。

⑥ 非行防止教室

非行の低年齢化対策として、県警本部と連携した非行防止教室を実施する。小4・小6・中2を対象に、万引き防止やネットの安全利用を中心とした授業を実施する。

「チーム学校」 生徒指導体制の支援



SSW月例研修会

⑦ スクールサポートチーム（SST）派遣事業

学校だけでは対応が難しい状況にある学校に、元警察官、元検察官等からなるスクールサポートチームを派遣する。

⑧ スクールカウンセラー（SC）配置事業/SCSV事業

全ての小・中学校にSCを派遣し、教育相談体制の支援を行う。また、経験の浅いSCのために、臨床心理士が助言するスーパーバイズ（SV）事業を行う。

⑨ 校内サポートルーム（KSR）研究指定校事業

別室登校児童生徒を対象に校内サポートルーム（KSR）を開設する学校を研究指定し、実践研究を推進する。

⑩ スクールソーシャルワーカー（市町SSW）配置促進事業

市町がスクールソーシャルワーカー（市町SSW）を学校に派遣する経費の一部を補助する。

⑪ 学校支援アドバイザー活用事業/スクールソーシャルワーカー派遣事業

大学教員からなるスクールソーシャルワーカー（県SSW）や、県教育センター配置の学校支援アドバイザーが、教員への指導助言や市町SSWのスーパービジョンを行う。

⑫ いじめ相談電話24時間体制事業

県教育センターにおいて、いじめ問題に関する電話相談を24時間体制で実施する。

⑬ スクールロイヤー相談事業

学校事情に精通した弁護士が、教育委員会や学校管理職に対して、虐待やいじめ、外部からの過剰な要求への対応等について、その初期段階において法務整理や対応方針の助言等を行う。

関係機関等との連携



かがわマナーアップリーダーズ

⑭ 香川県いじめ防止対策総合推進事業

法律に基づき、「香川県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、「香川県いじめ防止基本方針」に従った対策を推進する。

⑮ 不登校支援ネットワーク事業

学校関係者に加え、民間団体を含む関係機関等で構成する「香川県不登校児童生徒支援協議会」を設置し、学校と関係機関が一体となった不登校児童生徒支援のあり方を検討する。不登校対策コーディネーターが、不登校児童生徒支援について関係機関の連絡調整を進める。

⑯ 学校・警察相互連絡制度

学校と警察が相互に連携し、児童生徒の非行防止や立ち直り支援、犯罪被害の防止に努め、児童生徒の健全育成を図る。

⑰ 学生ボランティア派遣事業

県内の大学と連携し、教職をめざす学生を学校に派遣し、学生と児童生徒が共に活動しながら相互に学ぶ機会を提供する。

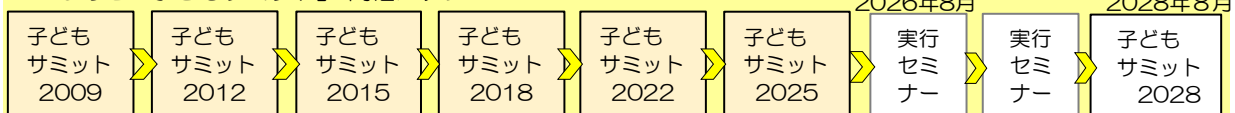
⑱ インターネット有害情報対策事業

スマホ等の利用状況調査の結果を基にインターネットの正しい利用に関する啓発を行う。

⑲ かがわマナーアップリーダーズ/さぬきっ子あいさつ運動

あいさつ運動やボランティア活動によって、子ども同士はもとより、子どもと地域の大人との豊かな人間関係づくりを図り、問題行動の未然防止を図る。 ※他課との連携事業

「いじめゼロ子どもサミット」開催スケジュール



◎セミナー、サミットに参加した児童・生徒が中心になり、各学校で、毎年11月を「いじめゼロ強調月間」として活動。